

連合福岡

2023 年度政策・制度要求



2023年8月22日

日本労働組合総連合会福岡県連合会

2023年8月22日

福岡県知事
服部 誠太郎 殿

日本労働組合総連合会福岡県連合会
会長 藤田桂三

「連合福岡 2023年度政策・制度要求」の申し入れ

福岡県におかれましては、度重なる自然災害への対応など、知事が組織の先頭に立って精力的に取り組みを進めて頂いていることに対し深く敬意を表します。また、日頃から連合福岡の諸活動にご理解を賜りご協力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

私たちの生活・暮らしや働き方に大きな影響を与え続けてきた新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）は、本年5月に感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザ等と同じ5類へ変更されましたが、物価高騰も相まって、この間の傷んだ社会・経済、働き方への対応は喫緊の課題です。また、雇用失業情勢は改善してはいるものの、産業別に状況が異なるとともに、物価上昇等が社会に与える影響に留意する必要があるとともに、新型コロナに関連した各種給付や貸付が終了し、今後は返済・償還への対応も重要となります。

2018年度以降、重点要求に位置づけ、福岡県に対し対応を求めてきた「九州北部豪雨関連事項」については、この間の取り組みにより、多くの関連工事が令和5年度内に完了予定となるなど、真摯にご対応頂いてきたところです。そのような中、7月7日からの大雨は、広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、5名もの尊い命が犠牲になりました。犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈りし、被災された皆さまにお見舞い申し上げます。

連合福岡としても久留米市を中心に、当該の北筑後地域協議会による災害ボランティアへの対応など可能な限りの支援に努めているところです。福岡県としても、被災地の視察や国への災害復旧事業の予算確保等の緊急要望書の提出をはじめ、復旧・復興に向けた取り組みを進められていますが、引き続き早期復旧・復興に向けた対応をお願い申し上げます。

物価高騰や人口減少とあわせカーボンニュートラル、さらには頻発する大規模災害等、多くの課題へ対応する必要があります。また、チャットGPTに見られるAIの与える影響についても注視する必要があります。

これらの課題を克服し、経済を自律的かつ持続的に成長させ、包摂的な社会を構築していくためには、SDGsの考え方をふまえた「誰一人取り残されることのない」社会の実現が不可欠です。そのため、ジェンダー平等で多様性を認め合い、誰もが安心して働くことができるワークルールとディーセント・ワークの確立、分厚い中間層の復活に向けた適正な分配の実現、全世代支援型の社会保障制度のさらなる構築、すべての子どもの教育機会の保障をはじめ、すべての働く者・生活者のくらしの底上げ・底支え、格差是正、貧困の撲滅に資する政策の実行が求められています。

連合福岡はこのような認識に立ち、重点要求から関連する各分野への移行を含め、労働・教育（9項目／30小項目）、医療・地域活性化（15項目／21小項目）、環境・安全（9項目／34小項目）の3分野33項目（85小項目）の「2023度政策・制度要求」を取りまとめました。

つきましては、働く者、生活者の立場からの要求としてお受け止めいただき、鋭意ご対応いただきますようお願い申し上げます。

以上

連合福岡

2023 年度 政策・制度要求

I 労働・教育

労働（6項目）・・・・・・・・・・・・ 1～3

教育（3項目）・・・・・・・・・・・・ 3～4

II 医療・地域活性化

医療（6項目）・・・・・・・・・・・・ 5～6

地域活性化（9項目）・・・・・・・・・・・・ 6～8

III 環境・安全

環境（3項目）・・・・・・・・・・・・ 9

安全（6項目）・・・・・・・・・・・・ 10～12

【労働・教育】

＜労働＞

1. 不合理な解雇等を防止するための労働関係法令の徹底に向けた取り組み強化

労働関係法令を徹底させるため、周知はもとより不合理な解雇や雇止め、内定取り消しや休業時の賃金補償が行われない等の不適正な事案に対しては、速やかかつ厳正に対処するよう、福岡労働局およびハローワークとの連携強化をはかること。

2. 生活困窮者への生活支援

- (1) 生活困窮者などに対する生活支援に関する相談窓口の充実・強化をはかるとともに、引き続き「包括的支援体制事業」の市町村における早期の体制構築に向け、支援を行うこと。
- (2) 生活保護に関する広報を充実させるとともに、生活保護を必要とする者には確実かつ早期に実施されるよう、引き続き各保健福祉事務所や実施主体となる市に対して、指導・支援を行うこと。
- (3) 生活保護の弾力的な運用の継続を国に要請すること。

3. 雇用創出・拡大と労働対策の強化

(1) 中小企業・小規模事業者への支援体制の整備

福岡県の県内企業の99.8%は中小企業が占めていることから、関係機関と連携・協力し、今後の円安・エネルギー含む物価状況や人件費等、社会・経済情勢を見据えた中小企業・小規模事業者への支援体制のさらなる整備をはかるとともに、価格転嫁ができる環境整備に向け取り組みを強化すること。

(2) 「障がい」者雇用の推進・強化

「障がい」者の法定雇用率引き上げに伴い、これまで以上の推進が必要であると考える。したがって、以下の内容について、取り組み強化をはかること。

- ① 「障がい」の有無、種類および程度にかかわらず、「障がい」者が差別されることなく働く社会の実現に向け、障がい者雇用セミナーを開催するなど、未達企業への対策強化を講ずること。
- ② 「障がい」のある労働者が安全に安心して働けるよう、労働災害を防止するための支援体制の整備・拡充をはかるとともに引き続き福岡労働局とも連携し障がい者雇用に係る配慮事項等の周知・啓発に取り組むこと。

4. 雇用の維持・確保に向けた対応

- (1) 派遣労働者の雇用の維持・確保のため、派遣先との労働者派遣契約が解除される場合でも安易に解雇せず、派遣元事業主として派遣先と連携し、新たな就業機会の確保をはかるよう周知徹底すること。
- (2) 雇用の維持・確保が難しくなった労働者に対しては、就職・転職支援や職探し期間を活用した職業訓練等の対策を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の後遺症等も含めた偏見・誹謗中傷が雇用や労働条件に

影響を与えないよう福岡労働局とも連携し必要な対策を講じること。

5. 公正・適正な取引の推進

ウクライナ情勢、円安等による原材料やエネルギー価格の上昇は、企業・産業に大きな影響を与えている。とりわけ下請け企業等は、価格転嫁が難しい環境にあることから、以下の取り組みを進めること。

- (1) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配の実現に向け、取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みの推進・拡大に対応すること。また、企業が取り組む効果やメリットについて、広く社会全体に発信すること。
- (2) 2023年2月に締結した「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」を実効性のあるものとするため、助成をはじめとした気運の醸成に向けた取り組みを推進すること。また、2024年の協定締結に向け、2023年同様、福岡県のリーダーシップを發揮すること。
- (3) 取引の「しづ寄せ」防止のため、関係法令の周知徹底および、中小企業等への各種支援策の周知と利用拡大をはかり、実効性を担保すること。

6. 働く環境の整備

(1) 「働き方改革関連法」の推進

「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」において実施したアンケート結果を踏まえた周知・徹底を継続するとともに、アンケート結果により明らかとなった課題解決に向け、市町村および事業主に対し、必要な助言・指導を行うこと。

(2) 勤務間インターバルの推進と法制化への対応

①「働き方改革関連法」において、企業に導入の努力義務が明記された「勤務間インターバル制度」は、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、過重労働の防止や労働者の心身の負担軽減に資する制度であると期待される。しかしながら、導入している企業、もしくは導入を検討している企業が非常に低水準であることから、導入促進に向けた企業への働きかけを行うこと。また、努力義務により企業間のばらつきが生じないよう、強制力のある法制化へ向け国に対し要請すること。

②2023年4月発足の「子ども家庭庁」は、11時間の勤務間インターバル制度を導入しており、他県においても導入の動きが広がっている。福岡県においては、民間企業への関係法令の周知・広報の継続とあわせ、民間企業への導入促進に向け、福岡県が率先して制度を導入すること。

(3) 公契約の運用等に関する公労使での意見交換の場の設置

公契約の受発注において適正な労働条件を確保させる一定の「ルール」を設けることは、地域における中小企業等に雇用される労働者の労働条件の下支えとなり、公契約を受注する企業にとっても優秀な人財を確保することに資する。さらに公契約のもとで働く労働者の所得向上は消費を促し、地域経済の活性化につながることが期待されることから公労使での意見交換の場の設置を求める。

(4) 女性・高齢者・外国人労働者の働く環境の整備

少子高齢化や生産年齢人口の減少による労働力不足が深刻化しており、今後、人手不足による労働提供制約が経済や社会の成長の阻害要因となることが懸念される。こ

のような状況のなかで、女性・高齢者・外国人労働者の働く環境が十分整備されているとは言い難い状況がある。こうした状況を踏まえ、女性・高齢者・外国人労働者の雇用機会の拡充や定着、また子育て世帯の支援等、働きやすい環境の整備のための取り組みや助成の更なる充実をはかること。

(5) 男性の育児休業取得

事業主に対する男性の育児休業取得制度の周知徹底および制度内容の理解促進に向けた取り組みを強化し、男女平等参画社会の実現に努めること。また、今後、制度の取得状況を注視していくとともに育児休業を取得した際に所得水準が低下しないよう補償の拡充などの対策を講じること。

(6) ポジティブ・アクションの取り組み

ポジティブ・アクションの取り組みを推進するには、トップの意識改革も必要である。男女の固定的な役割分担意識や男性中心の職場慣行などが残っている職場に向けて、ポジティブ・アクションの重要性を伝えて理解を促してもらい、企業の風土改革やアンコンシャス・バイアスの是正を含む女性活躍のための環境整備が行われるよう、事業主に対し広く周知をはかること。

(7) 幼稚園教諭・保育士等の待遇改善

子どもを預け安心して働くためには、質の高い保育所等の整備とともに幼稚園教諭・保育士等への抜本的な待遇改善によるディーセント・ワークの実現が必要である。人材配置の算定基準の改善を国に対して強力に求めるとともに、市町村に対しては自治体独自の有効な取り組みについて、他の市町村への横展開をはかること。

(8) 企業主導型保育事業所の活用の促進

待機児童数は総数では減ったもののいまだ待機せざるを得ない児童が多数いる状況である。多くの未入所児童をかかえる福岡都市圏などでは「企業主導型保育事業所」の認知度が低く普及が進んでいないことから、待機児童や未入所児童の解消に有効な「企業主導型保育事業所」の活用を促すこと。

<教育>

1. 質の高い教育と誰もが安心して学べる教育環境整備の強化

(1) 少人数学級実現と教職員定数の改善

一人ひとりの子どもたちへの学びの保障と充実のために、小中学校、高等学校において、県費負担による早急な少人数学級実現と教職員定数の改善をはかること。

(2) 教職員未配置の解消

県内における教職員未配置は、子どもたちの学習権を保障するうえで大きな問題となっている。県費会計年度任用職員を含むすべての教職員の未配置状況について、定期的な調査および結果の公表を行うとともに、未配置発生の大きな要因となっている教員の長時間労働の是正に向け、実効性のある措置を講じること。

(3) S C・S S W、スクールサポートスタッフの配置

学校生活様式の変化などによって、子どもたちの心身への負担、教職員の業務負担はより大きなものとなってきていることから、S C・S S W、スクールサポートスタ

ッフ（教員業務支援員）について、常駐および全校配置を進めること。

(4) I C T 支援員配置および通信費・補修費等の予算配置

I C T 活用・推進に伴い、学校現場では教職員の負担増や混乱が生じているため、以下について求める。

①教職員・子どもの I C T 活用を援助するため、常駐の I C T 支援員を全校へ配置すること。

②学校から配付されたタブレット端末の通信費や破損した場合の修理費等について保護者負担が生じないよう予算措置をすること。

(5) 教育格差の是正

家庭環境の違いや経済格差が、教育格差につながっている実態がある。家庭の経済社会的状況が教育格差を生まないよう、厳しい家庭状況の子どもに対する適切な支援を行うこと。

(6) 放課後児童クラブの拡充

放課後の子どもたちの遊びや生活の場である放課後児童（学童）クラブは、支援員不足や施設の不足などにより、利用したくても利用できない待機児童が生じていることから、引き続き助成の拡充をはかる等、待機児童の解消に向けた支援を講ずること。

2. 特別支援教育の充実

(1) インクルーシブ教育のシステムの構築

「障がい」を理解するためには「障がい」の有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育が重要である。相互理解の促進に向けて、「地域の学校ならびに普通学級に在籍して教育を受けられる」システムを構築すること。

(2) 特別支援学校の施設の充実

特別支援学校における安全面も考慮した施設・設備を整備するため、各学校へヒアリングを行い、その結果にもとづく具体的な対策を都度、講じること。

3. 労働教育・主権者教育の推進と充実

(1) 労働教育の推進

学校現場において、勤労観・職業観の確立のみに留まらず、労働基準法、労働安全衛生法をはじめとする「命や生活を守る」ためのワークルールに関する学びの場を構築するとともに、労働者の権利を正しく理解するため、「就業前労働講座」等の実施にあたっては、労働組合等、働く立場からのカリキュラムの推進等も含めた充実・強化をはかること。

(2) 主権者教育の推進

子どもたちが自らの権利や義務など生活を営むうえでの必要な知識を蓄えることに加え、政治に対する意識・主体性を高めるための自主的活動が必要と考える。学校教育における主権者教育が、学校生活の中で実践されるよう引き続き、充実をはかること。

【医療・地域活性化】

<医療>

1. 医療体制の充実・強化

(1) 医療従事者的人材確保

医療に従事する人材はさまざまな観点から必要な人材である。復職や新たに資格を取得する人材への支援、また働き続けられる労働環境の整備などを行い、医療従事者の人材確保に努めること。

(2) 医師の地域偏在解消に向けた取り組み

医師の地域偏在においてさまざまな取り組みがなされていることは評価できるが、解消には至っていない。ＩＣＴの活用は遠隔で診療できることから、へき地や離島において経過観察等を行ううえで有効と考える。そのことから医師の地域偏在解消に向け必要な人材の確保と合わせてＩＣＴの活用を推進し、地域格差のない診察体制を整えること。

(3) 医療従事者の長時間労働への適切な対応

医業に従事する医師については、2024年4月より時間外および休日労働の上限規制が適用される。そのことから、36協定の締結はもとより、長時間労働の是正がはかられる労働環境となっているか、監視体制の強化を求めるとともに、守られていない場合は適正な指導がなされることを求める。

2. 地域医療体制を守る取り組みの推進

新型コロナウイルス感染症の診療はどこの医療機関でも診療が可能だが、院内感染対策の不備などから診療拒否が起こらないよう、受け入れ態勢を強化するために地域医療への支援体制を求める。

3. 保健所の配置や人的体制の確立・強化に向けた対策の推進

新型コロナウイルス感染症は一定程度の落ち着きを見せ、取り扱いは変わったが、終息はしていない。今後、重篤性のある変異株や新たな感染症が発生した際、これまでの経験を踏まえ、即時対応が可能な体制へ移行できるよう備えること。

4. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアシステムの体制強化

「地域包括ケアシステム」の構築は、安心して暮らしていくためには必須である。

誰一人取り残されることのないよう、市町村と連携して体制強化の充実を求める。

(2) チームオレンジの設置

認知症は、その患者への支援はもとより、家族へのサポートも重要であると考える。

そのことから「チームオレンジ」未設置の市町村に対して更なる促進をはかる取り組みを求める。

(3) 介護サービスに対する支援

高齢化社会を迎えるなかで、介護サービスの充実は重要である。特に生活困窮者や

単身高齢者が増えると見込まれているなかで、介護サービスを必要とする人が必要なサービスを負担可能な費用で確実に受けることができる介護保険制度の確立は必要であることから、国に対して強く要望すること。

(4) 多重的見守り体制の構築

独居高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化などにより、要介護状態の悪化や孤立死が発生することのないよう、引き続き「見守りネットふくおか」への参加事業者の拡大によるアウトリーチ型の見守り機能および相談体制の充実に向け、市町村の多重的見守り体制の構築に向けた支援を行うこと。

5. 介護職員の処遇改善、職場環境改善

高齢化社会が進んでいくなかで、介護職員の人材を確保するには更なる処遇改善を行い、定着する取り組みが必要である。引き続き、介護サービスの充実に向けた人材確保および処遇改善、職場環境改善を求める。

6. ケアラー支援に関する取り組みの推進

ケアラー・ヤングケアラーはストレスや経済的負担、孤独感などから心身に支障をきたす傾向にある。また家庭内の問題であることから、露呈しにくく、それらに起因する問題も孕んでいる。更に支援が必要であっても、本人が支援を拒むなど、非常にデリケートな問題である。県として調査や研修を実施し、ケアラー・ヤングケアラーの負担軽減をはかる取り組みを行っているが、より細やかな支援を行うため、条例の制定を求める。

<地域活性化>

1. 福岡県交通ビジョン2022の推進

(1) 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保証基準）を維持するためには、利便性の向上や利用促進への取り組みも進めていかなければならない。さまざまな視点での中長期的な展望にもとづく地域公共交通ネットワークの構築をはかること。

(2) 広域連携型コンパクトシティの構築

複数の事業者が乗り入れている交通結節点が広域連携型コンパクトシティの中心点となるよう、県が市町村や交通事業者の橋渡し役となり、運行時刻等の見直しを行い、乗り換えの不便をなくす取り組みやまちづくりの観点から整備を行うなど、利用者の利便性向上に努めること。

(3) 新たな交通環境の整備

運行を担っている市町村に対し、支援、助言を行い、必要に応じて県民の移動の自由が奪われない新たな交通環境の整備に努めること。

(4) 公共交通施設のバリアフリー化

活力ある社会を作り上げていくためには、あらゆる人が安心して社会活動に参加することが重要である。そのことから公共交通施設のバリアフリー化、ホームドアの設

置、車いすが乗降しやすいバス停の整備など、誰もが移動しやすい交通環境の推進をはかること。

(5) 交通ネットワークへの支援

公共交通機関の輸送人員はコロナ禍以前には回復していない。加えて原油の高騰などコスト増は続いている、公共交通のみならず、物流への影響も懸念される。公共交通の確保や物流の円滑化・強靭化のため、支援を行うこと。

2. 渋滞緩和・走行環境への対策

(1) 渋滞緩和対策

①都心部のバス優先・専用レーンの確保により公共交通の定時制が保たれ、利用者の利便性が向上する。そのことから一般車両への更なる周知の徹底や取締りの強化を求める。またバス優先・専用レーンが設置されていない地域でも、市町村が実施している「ノーマイカーデー」への支援など、県内各地の渋滞緩和の更なる推進を求める。

②パーク・アンド・ライド、フリンジパーキングの認知度を上げるため、商業施設等との連携など更なるPR活動の強化を求める。

③駐車場の隔離化の整備については、駐車場を整備する市町村だけではなく、交通事業者等も組み込み、移動の利便性を強化した公共交通への利用転換の促進を求める。

(2) 走行環境対策

信号機のサイクル・スプリット・オフセットの調整や見直し、また歩車分離交差点のゆとりシグナルの設置など、歩行者・自転車・自動車それぞれが安全に通行できる環境の整備をはかること。

3. 公共交通の犯罪対策支援

鉄道車内防犯カメラの設置については、経営基盤が弱い一部の事業者に支援を行うこととなっているが、社内防犯関係設備の充実はすべての事業者へ必要である。鉄道車内防犯カメラの設置対象となった場合は、経営基盤にかかわらず、すべての事業者に対し支援措置の構築を行うよう国に要望すること。

4. 自転車のマナー向上、交通空間の整備の推進

(1) 交通空間の整備

レンタルサイクル等の普及もあり自転車の利用者数は増加傾向にあり、福岡市では電動キックボードなど新たな移動手段も増えている。しかし、交通空間の整備は進んでおらず、特に大型車両が通行する際などは、接触事故の確率が高くなる。交通量の多い場所に自転車専用レーンを設けるなど、さまざまな移動手段が安全に通行できる交通空間の整備を求める。

(2) マナー違反者への指導や取締りの強化

通行するすべての人々にとって車道や歩道が安全な場所となるよう指導や取締りを強化すること。

(3) 交通安全運動などの安全対策の促進

小中高校生また大学生は学校等で啓発を行う機会はあるが、社会人などになればそのような機会が減る。また、2023年4月よりヘルメットの着用が努力義務とされたが、着用率はまだまだ低調である。そのことから、交通安全運動などの安全対策の促進の機会を作ることを求める。

5. デジタル・ガバメントの推進

「公共サービスが誰でも・どこでも・いつでもワンストップで受けられる社会」は、利用者の利便性向上だけではなく、行政の運営の効率化をはかることにもつながることから更なる推進を求める。

6. 投票率向上の取り組み

民主主義の基盤となる地域住民の政治参加を促進するには、投票率の低下は見過ごせない問題である。最近は、商業施設等に期日前投票所が設置されるなど整備は進んでいるが、投票率向上には繋がっていないことから、以下について求める。

(1) 期日前投票所の整備・推進

投票率向上は喫緊の課題であることから、市町村と連携し、投票率向上に向けた期日前投票所の更なる設置など投票行動に繋がる環境を整備すること。

(2) 新たな仕組みづくりの推進

不在者投票などをより簡潔に行えるよう新たな投票手段の構築を国に対し求めること。

7. 新しい生産技術開発等に向けた産学官との連携および支援

新しい生産技術開発等に向けては、初期段階の支援、また大学の研究等への支援などは必須となる。これからも水素のみならず、新たな開発に向けて産学官の連携および支援を行うこと。

8. 新たなモビリティサービスの活用と課題への対応

Maasによる移動を地域の活性化に繋げるには、あらゆる交通情報を集積する必要があるが、導入にあたっては、環境整備が必要で、コスト面などで負担が大きくなる。国内外問わず、あらゆる人々が利用しやすいモビリティサービスとなるよう支援を含めた推進を求める。

9. 地域活性化に向けた新たな取り組み

新型コロナウィルス感染症の影響により、交通産業をはじめ、旅行業、飲食業などさまざまな職種が厳しい経営状況に追い込まれた。この先のafterコロナに向け、国内外の観光客へ、地の利を生かした県内各地の魅力を発信し、産業の活性化の推進を求める。

【環境・安全】

＜環境＞

1. 環境保全と地球温暖化対策の強化推進

福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）の推進に向け、SNS の活用等、広報・周知活動を充実し、SDGs の考え方を浸透させるとともに、目標達成に向けた取り組みを進めること。

2. 「2050 年カーボンニュートラル」の実現

- (1) 「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けた、県の役割に基づく対応を行うとともに市町村に対する必要な支援や指導を行うこと。また、県民の果たす役割の具体的な明記とその周知・広報を行うこと。
- (2) 福岡県地球温暖化対策実行計画（第 2 次）における施策ごとに雇用・暮らしをはじめとした地域経済・社会への「負の影響」を明らかにすること。「負の影響」については、「公正な移行」「グリーンリカバリー」の実現のための対策を行うこと。とりわけ雇用・暮らしに直結する「公正な移行」の具体化にあたっては、「グリーンな雇用創出」「地域脱炭素化」「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットへの検討に早期に着手し、そのための十分な予算措置を講じること。
- (3) 省電力化等によるグリーン化の推進に向けた各種取り組みの確実な実行とあわせ、その進捗状況を明らかにし、さらなるデジタル化と整合の取れたインフラ整備をはかること。

3. 安全・安心で安定的なエネルギー社会の実現

- (1) 「福岡県地域エネルギー政策研究会」が示した、福岡県（地域）が目指すべき方向性に基づく、エネルギー施策を推進するとともに、実施状況を周知すること。
- (2) 再生可能エネルギーについては、その普及拡大はもとより、将来的な主力電源化に向けて、引き続き導入促進をはかること。とりわけ、福岡県において推進している海上風力発電については、着実な導入に向け取り組みを進めること。
- (3) 利用者の視点に立った自動車の電動化に向けては、エネルギー供給のあり方が課題となることから、以下について要請する。
 - ①カーボンニュートラルの県内自動車産業における新規開発や参入をめざす企業に対する「CASE（ケース）関連技術開発支援補助金」および企業間連携を支援する「自動車サプライヤー連携強化事業補助金」の周知を強化するとともに応募状況を明らかにすること。
 - ②ドイツでは、2035 年以降に欧州域内でクリーンな次世代燃料「e-fuel（イーフュエル）」を使用する新車販売について認めるよう要望を出している。また、日本政府は昨年 9 月「合成燃料（e-fuel）の導入促進に向けた官民協議会」を設置し、研究開発・政策立案を進めていることから、国の動向を注視し、福岡県が先進的な役割を果たすこと。

<安全>

1. 九州北部豪雨からの復旧・復興対策

(1) 安心して暮らせる環境の整備

地元の意見等も十分に聞きながら、被災自治体への必要な支援等を含め、早期の工事完了に向け、県としての適切な対応をはかること。

(2) 地域産業と雇用の場の復旧・復興

農地の復旧完了に向け、引き続き支援を行うとともに、農地復旧後に、再び農業に取り組む意志がある場合は、再興に向けた支援を行うことを求める。

2. 総合的な防災・減災対策の充実・強化

毎年、全国各地で大規模な自然災害による甚大な被害が発生しており、平常時から想定される最大規模の災害に備えた防災・減災対策を講じることが求められていることから、以下について要請する。

(1) 福岡県地域強靭化計画の推進

「令和2年7月豪雨」などの災害にかかる検討・検証結果を踏まえ、2022年3月に改定した福岡県地域強靭化計画については、引き続き、計画にもとづく進捗管理を徹底するとともに、適宜県民へ公表すること。

(2) 福岡県建築物耐震改修促進計画

地震に強いまちづくりの推進に向けた取り組み継続するとともに、以下について対応を強化すること。

①耐震化未完了の5校8棟に登校する児童生徒の安全を確保するため、学校施設の早期耐震化に向け、引き続き、市町村に対する指導・助言を行うとともに、国との連携を強化すること。

②木造戸建て住宅の耐震化に向け、耐震改修補助制度の周知・徹底をはかること。

(3) 地域インフラの整備

①公共交通網やライフラインは被災すると復旧に長い時間がかかり、その間の地域経済や地域住民の生活に極めて大きな影響を及ぼすことから、公共交通網やライフラインの途絶を未然に防ぐ取り組み（リダンダンシー向上）に向けた地域防災対策をさらに強化すること。

②浸水危険箇所の適切な点検に伴う優先順位の高い地域の排水機場の増強等、浸水対策を進めること。

(4) 情報伝達機能の強化

すべての人の命を守るために、正確な情報を確実に利用し、正しい状況判断を行えるよう、以下の取り組みを強化すること。

①防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の登録増加に向けた取り組みを強化すること。

②スマホ等の利用が困難な住民に対する情報伝達手段の周知・広報を徹底すること。

③外国人へ確実に情報が届くよう、国際交流センターや市町村との連携を強化すること。

(5) 避難行動の体制整備

災害発生時に安全な避難行動ができる体制整備に向け、以下の取り組みを強化し地域防災力の強化を図ること。

- ①福岡県が市町村と連携し実施している自主防災組織や自治会等を対象とした避難所運営に係る研修や訓練の未実施市町村の訓練実施に向け連携を強化すること。
- ②市町村が主体となって実施する避難訓練・避難所運営訓練未実施の市町村への訓練実施に向けた対応を強化すること。
- ③安全な避難行動の実践に向け、継続的な避難訓練・避難所運営訓練が実施できる運営体制を構築すること。

3. 飲酒運転撲滅対策、交通事故防止対策の推進

(1) 飲酒運転の撲滅

飲酒運転の撲滅に向けては、広報啓発活動や取り締まりの強化等、様々な取り組みを行っているものの飲酒運転「0」には遠い状況にあることから、以下の対策を強化すること。

- ①取締り強化はもとより、飲酒運転の危険性や悲惨さなど、広報・啓発活動に取り組むこと。あわせて、子どもの時から「飲酒運転=悪」と意識づけられるように小学校等、教育機関と警察が連携し対応すること。
- ②飲酒運転を目撃した際の通報義務の周知および通報訓練の実施等、県民参加型の取り組みを強化すること。

(2) 高齢者の運転免許自主返納時の利便性確保

高齢者の運転免許の自主返納にあたっては、自主返納後の生活基盤となる交通手段の確保が大きな課題となることから以下について求める。

- ①高齢者が安心して運転免許証を自主返納できるよう、各市町村との連携のもと、地域性に応じた地域交通の整備および代替交通手段の確保を行うこと。
- ②免許返納高齢者への生活支援の環境整備の推進に向け、買い物弱者対策を検討するための市町村への経費に対する補助金を充実すること。

4. DV・児童虐待・性犯罪等に関する対応

(1) DV・児童虐待対策

DVや児童虐待は、依然として高水準で推移していることから、虐待やDV対策の強化について、以下について要求する。

- ①早期発見かつ解決できる相談窓口の整備などの取り組み強化をはかること。
- ②早期発見に向けた、被害者本人以外の通報等について注意事項も含めた周知広報活動を強化すること。
- ③児童福祉と母子保健の機能を一体的に有する相談機関「こども家庭センター」の令和6年4月までの設置に向け、整備の主体である市町村に対し、必要な支援を行うこと。とりわけ、「子ども家庭総合支援拠点」未設置の自治体に対しては、設置に関わる人財や建物確保等の課題解決に向けたアドバイスを含めた支援を積極的に行うこと。

④2022年4月から施行された「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」については、引き続き、市町村とも連携した周知・啓発を積極的に行うとともに、条例にもとづいた適切な対応を行うこと。

(2) 性犯罪対策

性犯罪の認知件数は増加傾向で推移していることから、「犯罪が起きにくい」環境整備に向け、①防犯アプリ「みまもっち」の周知、②地域住民・自治会・企業等と連携した啓発活動、③取り締まりを充実・強化すること。

5. 消費者と従業員が相互に尊重できる社会の構築

- (1) 事業者と消費者の健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促進するため、消費者が、消費の現場で生じている問題を適切に、事業者へ伝えることができるような消費者教育を充実させること。
- (2) 消費者による「迷惑行為」「悪質クレーム」「暴力行為（第三者暴力行為）」については、事業者の責任において組織的に対応するよう、セミナーの開催など、事業者に対する啓発を強化・充実すること。
- (3) 身体的暴力だけでなく、暴言や脅迫等の心理的に制圧を加える言葉の暴力行為は、被害者の社会復帰に大きな影響を及ぼすケースも見受けられることから、これらカスタマーハラスメント（悪質クレーム）撲滅に向けた、実効性を伴う対策を講じること。

6. すべての働く人の「こころの健康対策」

- (1) 誰もが「心の健康」について抵抗感なく気軽に相談できるように、相談体制を充実するとともに、SNS等を活用し、相談窓口等の周知・広報を充実・強化すること。
- (2) 福岡県の自殺者数は、令和4年度は令和3年度から減少したものの、全国的には増加していることから、将来不安によるメンタル不全（健康障害）対策および自殺対策を強化すること。

以上